

能美市手話言語条例

前文

手話は、手指の動き、表情等で表現をする独自の言語体系を有する言語であり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、ろう者(聴覚障がい者であつて、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。)が文化を構築し、その誇り、生きた証として大切に受け継がれたものである。しかし、過去には口話法の普及により、ろう学校での手話の使用が禁止され、社会では手話を使うことで誤解や偏見が生じ、ろう者は不安を感じながら生活してきた。

こうした中、平成18年(2006年)12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」や、平成23年(2011年)8月に成立した「障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)」で「手話は言語である」と定められるとともに、平成25年(2013年)には、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が制定された。

このように、今後は手話による情報の入手や意思疎通を図るための社会構築が求められている。しかし、現代においては、手話への理解が広がりつつあるものの、日常生活又は社会生活の場では、市民が手話と接する機会は限られている。

能美市は、手話の理解と普及促進を通じて、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、支え合い安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることへの理解の促進及び手話の普及に関する

基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策(以下「施策」という。)に係る基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために積み重ねてきた文化でもあり、その誇り、生きた証として大切に受け継がれてきたものであることを理解しなければならない。

2 手話を必要とする人は、手話の利用について基本的人権を享受する個人として、その尊厳と個性が尊重される権利を有する。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備のために、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、その能力に応じて、誰もが安心して暮らすことのできる環境の実現に寄与するよう努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報を得る機会の拡大に関する施策
- (3) 手話通訳者の養成及び派遣等、手話による意思疎通の支援の拡充に関する施

策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、障がい者施策に関する各種計画と整合性を図りながら、前項各号に掲げる施策を推進するものとする。

3 市は、施策の推進にあたり、必要に応じて関係者等の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。